名張市立北中学校

情報セキュリティ対策学校管理運営要綱

平成24年3月7日 策定 名張市立北中学校 管理要綱は、名張市教育委員会情報セキュリティポリシーに則り、名張市教育委員会学校情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)を実行に移すための、名張市立北中学校(以下「本校」という。)が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準である。

第1節 情報機器利用に関する基準

(目的)

第1条 管理要綱は、対策基準に基づき、本校が教育の情報化推進のために設置するコンピュータ、その他の学校で利用しているすべてのコンピュータによる、ネットワーク接続及びインターネットの利用 に関する基準を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 管理要綱において学校情報セキュリティ対策統括責任者とは、本校校長(以下「校長」という。) をいう。

- 2 この管理要綱における「情報機器」とは以下に定義するコンピュータをいう。
 - (1) 「教育用コンピュータ」とは、校長、教職員、事務職員及びその他の名張市の教職員(非常勤、 臨時を含む。以下「教職員等」という。)、及び児童(または、生徒)の教育利用を目的として設 置する学習用コンピュータをいう。
 - (2) 「校務用コンピュータ」とは、教職員等が適正な校務処理を行う目的として設置するコンピュータならびに教育事務用コンピュータをいう。
 - (3) 「名張市教育情報通信ネットワークシステム接続コンピュータ(以下「システムコンピュータ」という。)」とは、名張市が設置している教育用コンピュータや校務用コンピュータ、及び本校が公費等で購入し、名張市教育情報通信ネットワークシステム管理責任者(以下「市ネットワーク管理責任者」という。)に対し外部接続申請をし、名張市教育情報通信ネットワークシステムに接続しているすべてのコンピュータの総称をいう。
- 3 「インターネットの利用」とは、ネットワークコンピュータを使用し、かつ、インターネットを利用して行う情報の提供もしくは収集をいい、「インターネットの利用者」とは、インターネットの利用を行う教職員等、児童(または、生徒) 図書ボランティア等をいう。
- 4 この対策基準における「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などにより個人を識別することができる情報資産をいう。
- 5 上記以外で、教職員等が校務により作成した情報資産の中で個人に関わる情報を一切含まないものを「一般情報」という。さらに、個人の特定はできないが、個人に関わる内容が含まれる情報を「校務情報」とする。
- 第2節 対象及び情報セキュリティ管理体制

(対象範囲)

第3条 対象範囲は、本校の施設及び本校が保有する全ての情報資産とする。

(組織・体制)

第4条 組織と体制は以下の通りとする。

(1) 学校情報セキュリティ対策統括責任者

本校の学校情報セキュリティ対策統括責任者である校長は、本校における情報セキュリティマネ

ジメントシステム全般に関する責任と権限を有し、本校における情報セキュリティを統括する。

(2)学校情報セキュリティ委員会

本校の学校情報セキュリティを維持し、本校が保有する情報資産を管理要綱に従ってマネジメントするとともに、本校における緊急事態に対応するため学校情報セキュリティ委員会を組織する。 当委員会の長を名張市立北中学校教頭(以下「教頭」という。)とし、必要に応じ、名張市教育委員会学校情報セキュリティ対策会議(以下「対策会議」という。)に出席する。

構成員:校長(統括責任者)、教頭(委員長)、情報担当(各学年1名)

第3節 情報資産の分類と管理

(情報資産の管理責任)

第5条 情報資産の管理責任は、以下の通りとする。

(1)管理責任

情報資産は、情報資産の分類に従い、管理責任者を定め適切に管理しなければならない。 (例)重要性分類 :校長 重要性分類 :校長

(2)利用者の責任

情報資産は、情報資産の分類に従い、適切に利用しなければならない。

(3) 重要性の効力

情報資産が複製又は伝送された場合には、当該複製等も分類に基づき管理しなければならない。

(情報資産の分類と管理方法)

第6条 【名張市情報セキュリティポリシー 第3章 第3節 第6条に準ずる】

第7条 情報資産の管理方法は、以下の通りとする。

(1)情報資産の分類の表示

(例)情報資産について、重要性分類 及び については、耐火金庫または校長室、職員室の施錠のできる適切な場所に保管する。重要性分類 及び については、簿冊ロッカーに保管する。

- (2)情報資産の管理
 - (ア)情報資産の分類に従い、アクセス権限を定めなければならない。
 - (イ)教職員等は、情報資産の複製を保管場所へ移動する場合、当該保管場所からバックアップのために情報システムの設置個所に戻す場合及び業務上必要な場合には、校長の許可を得たうえで持ち出さなければならない。
 - (り)重要性分類 の電子媒体については、名張市教育情報通信ネットワークシステムサーバ(以下「市ネットワークサーバ」という。)内だけに保管し、紙媒体は学校からの持ち出しを禁止する。
- (3)記憶媒体の管理
 - (ア)取り出しが可能な記憶媒体は、施錠できる適切な場所にて管理を行わなければならない。 保管場所:耐火金庫
 - (イ)最終的に確定した情報資産を記録した記憶媒体は、書込禁止措置を行った上で保管しなければ ならない。

保管場所:耐火金庫

(ウ)記憶媒体に納められた情報資産のうち、情報資産の破壊・改ざん・消去等が学校経営に著しい 影響を与えるものは、全て別の記憶媒体に複製し、当該記憶媒体は、自然災害、盗難等を被る 可能性が低い場所に別途保管しなければならない。

保管場所:耐火金庫

- (I)記憶媒体をやむを得ず外部に提供する場合は、信頼できる者(外部)を選定し、複製の禁止及び記憶媒体のパスワード等を設定するなど物理的保護規定を定めることとする。違反した場合は、文書により報告する。
- (4)情報資産の変更又は廃棄の管理

- (ア) 重要性分類 以上の情報資産が納められた記憶媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報資産を復元できないように消去し物理破壊を行ったうえで廃棄しなければならない。
- (1)重要性分類 以上の情報資産を記録した記憶媒体の廃棄は、校長の許可(許可をどのように得るのか具体的に)を得ることとする。

第4節 人的セキュリティ対策

(校長等の責務)

第8条 【名張市情報セキュリティポリシー 第3章 第4節 第8条に準ずる】

(個人情報の管理)

第10条【名張市情報セキュリティポリシー 第3章 第4節 第10条に準ずる】

(一般情報の管理)

第 11 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 4 節 第 11 条に準ずる 】

(利用形態)

第 12 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 4 節 第 12 条に準ずる 】

第5節 物理的セキュリティ対策

(情報機器等の管理)

第 13 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 5 節 第 13 条に準ずる 】

(情報の一元管理)

第 14 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 5 節 第 14 条に準ずる 】

(パスワードの取り扱い)

第 15 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 5 節 第 15 条に準ずる 】。

(情報機器等のネットワーク接続)

第 16 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 5 節 第 16 条に準ずる 】

(ソフトウェア等の導入)

第 17 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 5 節 第 17 条に準ずる 】

(情報機器の修理及び廃棄)

第18条 【名張市情報セキュリティポリシー 第3章 第5節 第18条に準ずる】

第6節 技術的セキュリティ対策

(利用の制限)

第 19 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 6 節 第 19 条に準ずる 】

(ホームページ)

第 20 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 6 節 第 20 条に準ずる 】

(外部接続)

第 21 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 6 節 第 21 条に準ずる 】

第7節 法令遵守

(法令遵守)

第 22 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 7 節 第 22 条に準ずる 】 (罰則)

第 23 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 7 節 第 23 条に準ずる 】

(禁止行為)

第24条 【名張市情報セキュリティポリシー 第3章 第7節 第24条に準ずる】

第8節 違反及び事故等の報告

(違反の検知)

第 25 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 8 節 第 25 条に準ずる 】 (事故等の報告)

第 26 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 8 節 第 26 条に準ずる 】 (違反の再発防止)

第 27 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 8 節 第 27 条に準ずる 】

第9節 評価・見直し

(評価・見直し)

第 28 条 【 名張市情報セキュリティポリシー 第 3 章 第 8 節 第 28 条に準ずる 】

附則 ・ この要項は、平成24年4月 日から施行する。

インターネット利用に関する校内運用基準

名張市立北中学校

(趣旨)

第1条 この基準は名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱(平成十三年名張市 教育委員会告示第十九号)に基づき、名張市立北中学校におけるインターネット利用に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の目的)

- 第2条 児童(生徒)及び教職員は、次の各号に掲げる事項を目的としてインターネットを利用することができる。
 - (1) 各教科及び総合的な学習の時間等での学習
 - (2)地域社会との連携
 - (3)PTA活動
 - (4)教職員の研修
 - (5)市内並びに国内及び海外の学校・諸機関との交流
 - (6)市内学校及び関係機関等の連絡
- 2 前項各号に掲げるもののほか必要な事項は、校内及び校外関係者と協議して決定するものとする。

(個人情報の保護)

- 第3条 インターネットで個人情報を送信する場合は、児童(生徒)及び保護者等関係者の同意を前提とする。
- 第4条 個人情報の送受信の範囲は、別表のとおりとする。ただし、ホームページ上で、教科や総合的な学習及びクラブ活動・(部活動)等における児童(生徒)の作品や活動の成果を送信する場合は、名前を併記することができる。
- 第5条 児童(生徒)及び教職員は、受信した個人情報を編集、加工及び再発信してはならない。

(教職員による指導の徹底)

- 第6条 教職員は、著作権及び知的所有権等に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童(生徒)の情報モラルに着意しつつ、児童(生徒)の情報モラルの涵養を図る。
- 第7条 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取扱等の指導を徹底する。

(注意事項)

- 第8条 発信する内容については、言葉、表現方法及び内容等人権に関わる表現に配慮して発信しなければならない。
- 第9条 個人・団体を誹謗・中傷する内容の情報を送受信してはならない。
- 第 10 条 非合法的な情報及び公序良俗に反する情報等学校教育において望ましくない情報の発信が行われないようにしなければならない。
- 第11条 公共のネットワーク又はインターネットに支障を与えてはならない。
- 第12条 インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。
- 第13条 インターネットを通して、商用その他利益活動をしてはならない。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

【別表 個人情報の送受信の範囲】

項目	内 容	特定の相手	不特定の相手
児童基本情報	生徒名		
	クラス名		×
	出席番号		×
	性別		×
	生年月日	×	×
	年齢		×
	住所	×	×
	電話番号	×	×
	クラブ・部活動名		
	出身学校名		×
評価資料	学力検査・テスト等の得点	×	×
	評定	×	×
名簿・緊急連絡先	学年・学級別名簿一覧	×	×
	保護者住所氏名一覧	×	×
	PTA役委員名簿	×	×
	電話緊急連絡網一覧	×	×
写真	写真		
教育相談資料	教育相談資料	×	×
進路指導資料	進路面接結果	×	×
	職業適性検査結果	×	×
	進路希望調査	×	×
	入学試験の得点・合否・進学先	×	×